

## ワンクリック詐欺の二次被害に要注意！

スマートフォン使用中、興味本位でアダルトサイトにアクセスし、動画再生ボタンをタップしたところ、「カシャッ」というシャッター音がなり、「登録料15万円」と表示された。顔写真を撮られたのではないかと不安になり、ネットで相談窓口を検索してみると、消費生活センターと思われるサイトを見つけたので電話した。すると、「個人情報が流出しているかもしれない。裁判を起こされる可能性がある。今すぐ手続きを行えば5万円で解決できる」と言われた。この話は信用できるだろうか。  
(10代男性)

### 【アドバイス】

#### ●動画再生ボタンをタップしただけでは契約は成立していません

動画再生ボタンや年齢確認ボタンなどをタップしただけでは契約は成立しておらず、登録料の支払い義務はありません。

また、再生ボタンをタップしてシャッター音を出すことはできても、業者がスマートフォンのカメラ機能を利用して、写真を撮影することはできません。あわてて業者に電話やメールをしてはいけません。

#### ●消費生活センターに似た名前の業者に注意

ネットで「消費生活センター」を検索すると、自治体の消費生活センターと勘違いしてしまいそうな名前の民間業者もあり、このような業者と契約してトラブルになったという相談も多く寄せられています。注意してください。

#### ●消費生活センターの相談はすべて無料

公的な消費生活センターが費用を請求することはありません。

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、公的機関の消費生活センター（電話番号がわからないときは「188」番）に相談しましょう。



まもりん



みもりん

### 二セ電話詐欺に要注意！！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎<sup>い や や</sup>188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）  
福岡県警察相談窓口 ☎#9110（24時間対応）